# 吹田市立市民センター等管理業務に関するグループ協定書

任意様式でも可

様式第11号

（目的）

第1条　当グループは、吹田市立市民センター等の指定管理業務（以下｢当該業務｣という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条　当グループは、○○○○○○○○（以下｢グループ｣という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　グループは、（住所、商号又は名称を明記）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　グループは、本協定書締結日に成立し当該業務の指管理期間終了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2　当該業務の指定管理者を受けられなかったときは、グループは、前項の規定に関わらず解散することができるものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条　グループの構成委員は、次のとおりとする。

　　　代表構成員　住所

　商号又は名称

　代表者名

　　　構成員　　　住所

　商号又は名称

　代表者名

　　　構成員　　　住所

　商号又は名称

　代表者名

　　　（※必要に応じて追加してください。）

（代表者の名称）

第６条　グループは、○○○（商号又は名称を明記）を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　グループの代表者は、当該業務履行に関しグループを代表して、吹田市及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、吹田市と当該業務に係る協定書の締結、当該業務に係る指定管理料の請求及び受領、共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第8条　各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の制限）

第9条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（構成員の脱退に対する措置）

第10条　構成員は、グループが当該業務を完了する日までは脱退することができない。

2　前項の規定に関わらず構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

（業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第11条　構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第12条　グループが解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第13条　この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

　○○○（構成員の商号又は名称を明記）は、以上のとおり吹田市立市民センター等管理運営業務に関するグループ協定書を締結したことを証するため 、本協定書○通を作成し、当事者記名押印して各自その１通を保有するほか吹田市に１通提出するものとする。

　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　構成員（代表団体）所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　構成員　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　構成員　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

※　上記各条項を参考にグループの協定書を作成し､提出してください。